「県民経済計算」利用上の注意

１．県民経済計算の作成主体について

県民経済計算の作成主体は、各都道府県及び政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）である。現在、県民経済計算は、全ての都道府県及び政令指定都市のうち札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市の 16 市で作成・公表している[1]。

内閣府でとりまとめる統計表は、上記の都道府県等が公表した計数をもとに編集したものである（公表時期の差により、一部の都道府県等の計数が未収録となる場合がある。「６．公表方法について」を参照）。

２．県民経済計算の計数について

(1) 計数の作成方法

県民経済計算は国民経済計算に準拠して、最新の基準は平成27年基準で、平成23年度値より作成されている。

県民経済計算は各都道府県が「県民経済計算標準方式」に基づき作成したものであるが、基礎資料の整備状況、推計の発展段階の相違、都道府県を跨った取引についての対応の差異等により、その推計方法は必ずしも全都道府県同一ではなく、各都道府県の県内総生産を合計しても内閣府が公表している一国計の値と一致しない。計数の都道府県間比較にあたってはこの点を留意されたい。

(2) 計数の改定

県民経済計算は、多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査の中には毎年実施されないものも多く、実施されない期間（中間年次）については便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。したがって、新しい調査結果が公表された時は、そのデータを使って過去に遡り改定することになる。

また、国民経済計算は、約５年ごとに基準改定されるので、それに合わせた改定も必要となる。さらには精度向上を図るため、推計方法についても絶えず見直しを行っており、必要に応じ遡及改定を行っている。

このため、ある年の「県民経済計算」として公表した計数は、翌年度以降の「県民経済計算」の当該計数と一致するとは限らず、利用にあたっては注意が必要である。

(3) 実質化について

生産系列、支出系列ともに連鎖方式を採用し、実質化を行っている。連鎖方式とは、実質化の指数算式において前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法である。

(4) 使用している人口

各都道府県相互の比較が可能となるように、県民経済計算の推計対象年が、国勢調査

[1] 政令指定都市20市のうち、さいたま市は、令和元年度県民経済計算より公表取り止め。相模原市、静岡市、熊本市は、県民経済計算を作成していない。

の調査対象年の推計においては「国勢調査」（総務省）、国勢調査の間の年の推計においては「補間補正人口」（総務省）、最新の国勢調査年以降の推計では「10 月 1 日現在推計人口」（総務省）を全都道府県統一的に使用している。

(5) 過去の掲載データについて

県民経済計算の計数については、昭和30年度からの計数を掲載しているが、現在までの同一基準による一貫したデータでは遡及改定していない。長期のデータを参照する場合は、各基準年の計数を繋げることになるが、体系基準年が異なるため直接接続できない。この点にご留意のうえ、ご利用頂きたい（別紙参照）。各基準は以下のとおりである。

① 昭和55年基準（1968SNA）昭和30年度～昭和49年度（内閣府推計値）

（注）内閣府が1968SNA 概念により遡及して推計したものであり、都道府県作成の計数とは異なる。

（注）１人当たり県民所得を算出する際に利用している総人口は、総務省統計局の人口推計（千人単位）を使用した。

② 平成２年基準（1968SNA）昭和50年度～平成11年度（都道府県・市作成値）

（注）総括表に掲載されている「１人当たり県内総生産」は、県内総生産÷人口から算出されているが、人口が「県民概念」、県内総生産が「県内概念」であるため、概念が一致しない。このため、利用の際にはこの部分に留意する必要がある。

③ 平成７年基準（1993SNA）平成２年度～平成15年度（都道府県・市作成値）

④ 平成12年基準（1993SNA）平成８年度～平成21年度（都道府県・市作成値）

⑤ 平成17年基準（1993SNA）平成13年度～平成26年度（都道府県・市作成値）

⑥ 平成23年基準（2008SNA）平成18年度～平成30年度（都道府県・市作成値）

⑦ 平成27年基準（2008SNA）平成23年度～（都道府県・市作成値）

３．経済活動別分類について

経済活動別分類は、以下の区分で表章を行っている。

第１次産業：農林水産業

第２次産業：鉱業、製造業、建設業

第３次産業：その他

４．地域ブロック区分

県民経済計算における地域ブロックは、以下の７ブロックである。

北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
中部	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

５．各表について

総括表　１．「県内総生産（生産側、名目）※支出側も同じ」

県民経済計算では、支出側に「統計上の不突合」を計上し、県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）の一致を図っている。

総括表　２．「県内総生産（生産側、実質：連鎖方式）※支出側も同じ －平成27暦年連鎖価格－」

連鎖方式では加法整合性が成立しないため、各都道府県の積み上げから全県計・地域ブロック計を求めることができない。このため、全県計・地域ブロック計は内閣府で作成している。なお、平成 23 年基準から支出側の実質化も連鎖方式を採用しているため、県内総生産は名目値同様、生産側と支出側同じとなる。

総括表　５．「県民所得」

県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得（非企業部門の財産所得の純受取）、企業所得（企業の財産所得の純受取を含む）を合計したものである。したがって、個人の所得水準を表すものではなく、企業利潤なども含んだ各都道府県の経済全体の所得水準を表していることに注意されたい。

総括表　７．「１人当たり県民所得」

「１人当たりの県民所得（＝県民所得÷県の総人口）」を掲載している。なお、分母の総人口は、総括表　９．「総人口」を参照。

総括表　８．「１人当たり県民雇用者報酬」

「１人当たりの県民雇用者報酬（＝県民雇用者報酬÷県民雇用者数）」を掲載している。

総括表　９．「総人口」

県民経済計算の推計対象年が、国勢調査の調査対象年の推計においては「国勢調査」（総務省）、国勢調査の間の年の推計においては「補間補正人口」（総務省）、最新の国勢調査年以降の推計では「10 月１日現在推計人口」（総務省）を全都道府県統一的に使用している。

総括表 10.　「県内就業者数」

県内就業者数を掲載している。就業者とは、生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事する者をいい、県内就業者数とは、居住地を問わず県内で就業する者の数を指す。

総括表 11.　「県民雇用者数」

県民雇用者数を掲載している。雇用者とは、生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除く全てをいい、県民雇用者数とは、就労地を問わず県内に居住する雇用者の数を指す。

主要系列表　１．「経済活動別県内総生産（名目）」

県内総生産には「輸入品に課される税・関税」、「(控除)総資本形成に係る消費税」が含まれているので、第１～３次産業の合計とは一致しない。

主要系列表　２．「経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）－平成 27 暦年連鎖価格－」

(1) 連鎖方式による実質値は加法整合性が成立しないため、「開差」を設ける

事で調整している。なお、「開差」は、〔県内総生産（連鎖価格）－{各経済活動別総生産（連鎖価格）の小計＋輸入品に課される税・関税(控除)総資本形成に係る消費税）}〕である。

(2) 連鎖方式では、加法整合性が成立しないため、各都道府県の積み上げから全県計・地域ブロック計を求めることができない。このため、全県計・地域ブロック計は内閣府で作成している。

主要系列表　４．「県内総生産（支出側、名目）」

県民経済計算では、生産側を基礎としているため、支出側に「統計上の不突合」を計上し、県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）の一致を図っている。

主要系列表　５．「県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）－平成 27 暦年基準－」

連鎖方式による実質値は加法整合性が成立しない。このため、生産側と同様に実質値には「開差」が含まれ、全県計・地域ブロック計は内閣府で作成している。

６．公表方法について

2018 年度（平成 30 年度)取りまとめ公表分より、公表済みの都道府県等の計数から、随時取りまとめて公表することとした。未公表の都道府県等の過去の数値を把握したい場合は、前年度の公表値を参照いただきたい。

７．その他

(1) 「－」はその項目が推計又は計算されていないこと [2]、あるいは計算できないこと[3]を表す。項目中に「－」を含む場合は、全県計、地域ブロック計は計算されない。なお、2018 年度（平成 30 年度）取りまとめ公表分より、随時取りまとめ段階においては、未公表の都道府県等の統計表の計数についても「－」と表記している[4]。

(2) 「ｘ」はその項目が秘匿数値であることを表す。

(3) 各表の「増加率」は次式により算出した。

増加率＝（当年度の計数－前年度の計数）÷前年度の計数×１００

＝（当年度の計数÷前年度の計数－１）×１００

なお、四捨五入計算の関係で各都道府県（市）公表値と異なる場合がある。

(4) 県内総生産を実質化するデフレーターは次式により算出した。

デフレーター＝県内総生産（名目）／県内総生産（実質）×１００

このため、各都道府県（市）公表値と異なる場合がある。

---

[2] 統計表中のある項目の内訳項目を推計していない場合。

[3] 統計表中のある項目の系列において、基準年の計数（名目値及び実質値）が 0 であり、他の時点における実質値の計算ができない場合。

[4] 山口県では、製造業の「情報・通信機器」を「その他の製造業」に含めて推計している。本統計表では、同県の「情報・通信機器」の計数を 0 として扱い、「その他の製造業」については同県の値をそのまま計上している。

（別紙）

県民経済計算のデータの正式系列と参考系列

令和7年5月現在

	昭和55年基準 1968SNA	平成2年基準 1968SNA	平成7年基準 1993SNA	平成12年基準 1993SNA	平成17年基準 1993SNA	平成23年基準 2008SNA	平成27年基準 2008SNA
	S30～S49年度 データ	S50～H11年度 データ	H2～H15年度 データ	H8～H21年度 データ	H13～H26年度 データ	H18～H30年度 データ	H23年度～ データ
昭和30年度							
昭和31年度							
昭和32年度							
昭和33年度							
昭和34年度							
昭和35年度							
昭和36年度							
昭和37年度							
昭和38年度							
昭和39年度							
昭和40年度							
昭和41年度							
昭和42年度							
昭和43年度							
昭和44年度							
昭和45年度							
昭和46年度							
昭和47年度							
昭和48年度							
昭和49年度							
昭和50年度							
昭和51年度							
昭和52年度							
昭和53年度							
昭和54年度							
昭和55年度							
昭和56年度							
昭和57年度							
昭和58年度							
昭和59年度							
昭和60年度							
昭和61年度							
昭和62年度							
昭和63年度							
平成元年度							
平成2年度							
平成3年度							
平成4年度							
平成5年度							
平成6年度							
平成7年度							
平成8年度							
平成9年度							
平成10年度							
平成11年度							
平成12年度							
平成13年度							
平成14年度							
平成15年度							
平成16年度							
平成17年度							
平成18年度							
平成19年度							
平成20年度							
平成21年度							
平成22年度							
平成23年度							
平成24年度							
平成25年度							
平成26年度							
平成27年度							
平成28年度							
平成29年度							
平成30年度							
令和元年度							
令和2年度							
令和3年度							
令和4年度							

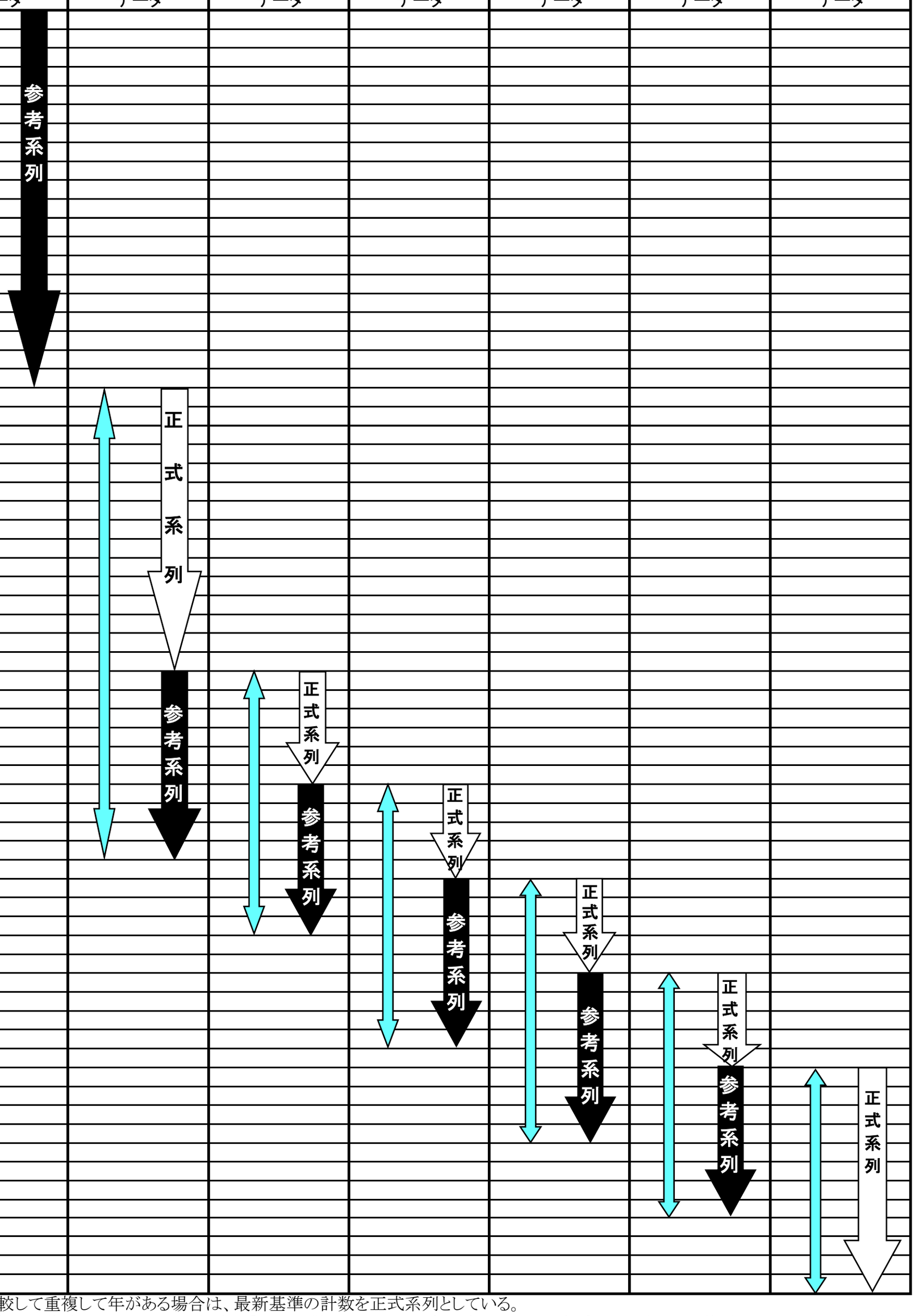

注１．各基準年計数を比較して重複して年がある場合は、最新基準の計数を正式系列としている。
　２．昭和55年基準は、各県が作成した昭和30～49年度の「県民所得」をベースに、内閣府が1968SNA概念により遡及して推計したものであり、都道府県作成の計数とは異なる。このため、参考系列としている。
　３．両端が矢印の線は、各基準年の計数が存在する期間を示している。